

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	生物多様性の保全・回復をめぐる動向と我が国の取組 ーネイチャーポジティブの実現に向けてー
著者 / 所属	寺西 香澄 / 環境委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	460号
刊行日	2023-9-28
頁	152-163
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20230928.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

生物多様性の保全・回復をめぐる動向と我が国の取組

— ネイチャーポジティブの実現に向けて —

寺西 香澄

(環境委員会調査室)

1. はじめに
2. 生物多様性の現状
 - (1) 生物多様性の意義
 - (2) 生物多様性条約と世界目標
 - (3) 生物多様性保全の取組への評価
3. 新たな世界目標—昆明・モンテリオール生物多様性枠組—
 - (1) COP15における新たな世界目標の採択
 - (2) 新枠組の概要
 - (3) レビューメカニズムの強化
4. 我が国の新たな国家戦略の策定—生物多様性国家戦略2023-2030—
5. ネイチャーポジティブ実現に向けた我が国等の主な取組
 - (1) 30by30目標の達成に向けた取組
 - (2) ビジネスにおける生物多様性の主流化
6. おわりに

1. はじめに

世界経済フォーラムが2023（令和5）年1月に公表した「グローバルリスク報告書2023年版」では、今後10年間に顕在化すると予想される深刻度の高いリスクの上位を気候及び自然環境関連のリスクが占めており、このうち4位に挙げた「生物多様性の喪失や生態系の崩壊」が今後10年間で最も急速に悪化するグローバルリスクである旨を指摘している¹。

生物多様性の喪失については、同じく上位のリスクとされている気候変動と比較して注

¹ 世界経済フォーラム「第18回グローバルリスク報告書2023年版」（日本語版）（2023.1）4～5頁、27～28頁
<https://www3.weforum.org/docs/WEF_Global_Risks_Report_2023_JP.pdf>（以下、URLの最終アクセス日はいずれも2023（令和5）年9月15日）

目が集まりにくい課題であったが、気候変動との相互の関連や両者を統合的に解決する必要性が指摘されるなど²、関心が高まりつつある。

本稿では、生物多様性をめぐる国際的な動向と我が国の取組を概観することとしたい。

2. 生物多様性の現状

(1) 生物多様性の意義

生物多様性とは、地球上に生息する全ての生物の間に違いがあることをいい、生態系、種、種内（遺伝子）の3つのレベルの多様性（図表1）が含まれる（生物多様性条約（以下（2）ア）第2条）。

図表1 生物多様性の3つのレベル

生態系の多様性	干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川等、様々なタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること
種の多様性	様々な動物・植物や菌類、バクテリア等が生息・生育しているということ
種内（遺伝子）の多様性	同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあること

（出所）環境省「生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）」（令和5年3月）等より筆者作成

また、人々の暮らしは、食料や水の供給、気候の安定等、生物多様性から得られる恵みである生態系サービス³によって支えられている。

生物多様性は、生態系を育み、自然の回復力を高めることにより、生態系サービスを損なうリスクを低下させる。将来にわたって生態系サービスを享受するためには、豊かな生物多様性に支えられた生態系を維持・回復させていくことが必要とされている。

(2) 生物多様性条約と世界目標

ア 生物多様性条約の採択

生物多様性条約は、希少種の取引規制や特定の地域の生物種の保護を目的とする既存の国際条約⁴を補完するとともに、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みとして、1992（平成4）年に採択された。

本条約は、(1)生物の多様性の保全、(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源⁵の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的としており、2023（令和5）

² 公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）「生物多様性と気候変動 IPBES-IPCC合同ワークショップ報告書：IGESによる翻訳と解説」（2021）、Finance for Biodiversity Initiative「The Climate-Nature Nexus」（2021）など。なお、IPBES及びIPCCについては2.（3）ア及び脚注9を参照。

³ 国連の主導で2005（平成17）年に行われた「ミレニアム生態系評価」では、生態系サービスは、(1)食料や水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源を提供する「供給サービス」、(2)水質浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病害虫の抑制などの「調整サービス」、(3)精神的・宗教的な価値や自然景観などの審美的な価値、レクリエーションの場の提供などの「文化的サービス」及び(4)栄養塩の循環、土壌形成、光合成による酸素の供給などの「基盤サービス」の4つに分類されている。

⁴ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）など。

⁵ 遺伝資源とは、遺伝の機能的な単位（遺伝子）を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材のうち、現実の又は潜在的な価値を有するものをいう（生物多様性条約第2条）。

年4月現在で196か国・地域が加盟している⁶。

本条約の締約国会議（COP）はおおむね2年に1回開催されている。2010（平成22）年の第10回締約国会議（COP10）は愛知県（名古屋市）で開催され、以下イの世界目標のほか、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」が採択された。

イ 生物多様性に関する世界目標の採択

2002（平成14）年にオランダ（ハーグ）で開催された第6回締約国会議（COP6）では、「現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」とする「2010年目標」を含む「生物多様性条約戦略計画」が採択された。しかし、2010（平成22）年5月に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第3版」（GBO⁷3）では、世界の生物多様性の状況を表す15指標のうち9指標で悪化傾向が示されるなど、「2010年目標は達成されず、生物多様性は引き続き減少している」と評価されている。

2011年以降の新たな世界目標は、2010年目標の目標年に開催されたCOP10において、「生物多様性戦略計画2011-2020」（以下「戦略計画2011-2020」という。）として採択された。戦略計画2011-2020は、2050年までの長期目標（ビジョン）として「自然と共生する」世界の実現、2020年までの短期目標（ミッション）として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げるとともに、短期目標達成のための20の個別目標（愛知目標）（図表2）を定めた。

ウ 生物多様性国家戦略の策定

生物多様性条約の締約国は、生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略を策定することとされている（生物多様性条約第6条）。

我が国は1995（平成7）年に第一次の「生物多様性国家戦略」を策定し、これまでに5回の見直し・改定を行っている⁸。このうち、第五次戦略として2012（平成24）年に閣議決定した「生物多様性国家戦略2012-2020」において、愛知目標の達成に向けた国別目標を設定している。

（3）生物多様性保全の取組への評価

ア IPBES地球規模評価報告書（2019年）

生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間組織として、2012（平成24）年に「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム」（IPBES⁹）が設立された。

IPBESは2019（令和元）年に、世界の生物多様性の現状の評価と改善に向けた今後のア

⁶ 米国は、同じく1992（平成4）年に採択された国連気候変動枠組条約については締結したものの、本条約については未締結。

⁷ Global Biodiversity Outlookの略称。

⁸ 2008（平成20）年に制定された「生物多様性基本法」により生物多様性国家戦略の策定が義務付けられた（同法第11条）ことに伴い、2010（平成22）年の第四次戦略以降は法定計画として閣議決定がなされている。

⁹ Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Servicesの略称。気候変動分野で同様の活動を進めるIPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）の例から、生物多様性版のIPCCと呼ばれることもある。

アプローチを提示する「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」¹⁰（以下「IPBES地球規模評価報告書」という。）を公表した。

IPBES地球規模評価報告書は、まず自然と自然の人々への寄与（nature's contributions to people）¹¹は世界的に劣化しているとし、複数の人為的な要因により地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変され、大多数の生態系と生物多様性の指標の急速な低下がこれを裏付けていることや、人間活動の影響により地球全体でかつてない規模で多量の種が絶滅の危機に瀕していることなどを指摘している。また、生物多様性の損失を引き起こす直接的要因（陸域と海域の利用の変化、直接採取（乱獲など）、気候変動、汚染、侵略的外来種）とそれに影響を与えている間接的要因（生産・消費様式、人口動態、貿易、技術革新、ガバナンスなど）が過去50年の間に加速していることを挙げている。さらに、このままでは愛知目標を始めとする自然の保全と持続可能な利用に向けた目標は達成できないが、間接的要因である経済、社会、政治、技術全てにおける横断的な社会変革（transformative change）に向けた緊急かつ協調的な努力によって、自然の保全、再生と持続的な利用と同時に世界的な目標を達成することができるとしている。

イ 地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）（2020年）

生物多様性条約事務局は2020（令和2）年に、戦略計画2011-2020の達成状況について分析した「地球規模生物多様性概況第5版」¹²（以下「GBO5」という。）を公表した。

GBO5では、愛知目標について、ほとんどの項目にかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標のうち6目標が部分的に達成されたにとどまり、完全に達成できたものはないと評価している（図表2）。その理由としては、各締約国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったことなどを挙げている。

また、2050年までの長期目標（ビジョン）に示された「自然との共生」を達成するためには「今までどおり（business as usual）」から脱却する社会変革が必要であるとし、生態系の保全と再生の取組強化、気候変動対策、汚染や侵略的外来種など生物多様性の損失要因の削減に加え、より持続可能な生産、消費の削減といった様々な分野での行動を連携させていくことにより、生物多様性の低下を止めて流れを変え、2030年以降に生物多様性の純増加が実現できる可能性がある旨を指摘している（図表3）。

¹⁰ 環境省「IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書（政策決定者向け要約）」（2019年）
<<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/ipbes/deliverables/files/spm%20jp.pdf>>

¹¹ IPBESでは生態系サービスとほぼ同義の用語として使用されており、自然がもたらす負の影響も含まれている（環境省報道発表「IPBES総会第7回会合の結果について」（2019年5月7日）<<https://www.env.go.jp/press/106753.html>>）。

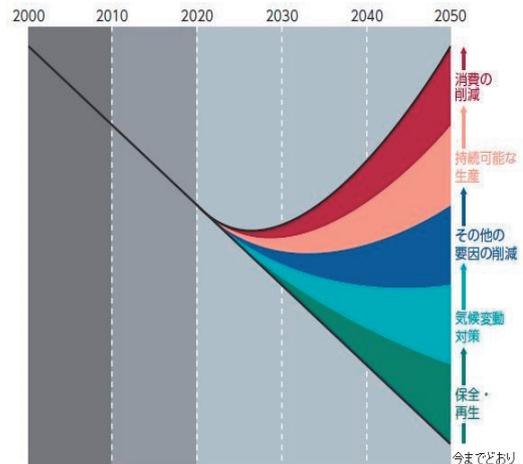
¹² 生物多様性条約事務局「地球規模生物多様性概況第5版」（日本語版）（2021年）
<<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/library/files/gbo5-jp-lr.pdf>>

図表2 愛知目標と達成状況

<p>戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処</p> <p>目標1：生物多様性の価値と行動の認識</p> <p>目標2：生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合</p> <p>目標3：有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用</p> <p>目標4：持続可能な生産・消費計画の実施</p>	<p>戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善</p> <p>目標11：陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全</p> <p>目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止</p> <p>目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化</p>
<p>戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進</p> <p>目標5：森林を含む自然生態地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少</p> <p>目標6：水産資源の持続的な漁獲</p> <p>目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理</p> <p>目標8：汚染を有害でない水準へ</p> <p>目標9：侵略的外来種の制御・根絶</p> <p>目標10：脆弱な生態系への悪影響の最小化</p>	<p>戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化</p> <p>目標14：自然の恵みの提供・回復・保全</p> <p>目標15：劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献</p> <p>目標16：ABSに関する名古屋議定書の施行・運用</p>
	<p>戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化</p> <p>目標17：国家戦略の策定・実施</p> <p>目標18：伝統的知識の尊重・統合</p> <p>目標19：関連知識・科学技術の向上</p> <p>目標20：資金を顕著に増加</p>

(注) 部分的に達成した目標：6 (黄色)、未達成の目標：14 (赤)
(出所) 環境省資料

図表3 生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳



(注) 縦軸は生物多様性の傾向を示す。
(出所) 「地球規模生物多様性概況第5版 (GBO5)」
(令和5年版環境白書掲載の図表に筆者一部加筆)

ウ 我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価 (JBO3) (2021年)

2020 (令和2) 年が愛知目標及び我が国の「生物多様性国家戦略2012-2020」の最終年であることから、前述のIPBES地球規模評価報告書及びGBO5も踏まえながら次期生物多様性国家戦略の下で取り組むべき課題を整理するため、環境省の「生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会」(座長：中静透国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長) が2021 (令和3) 年に「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021」^{13, 14} (Japan Biodiversity Outlook 3. 以下「JBO3」という。) を取りまとめた。

JBO3では、我が国の生物多様性及び生態系サービスの状態について、過去50年間長期的に損失・劣化傾向にあり¹⁵、その直接的な要因である生物多様性の「4つの危機」¹⁶の影響は大きいまま推移していると評価している。また、これまでの取組によって生物多様性の損失速度は過去50年で緩和されてきたものの、損失を回復するには至っておらず、今後、生物多様性の損失を止め回復へと転じさせるためには、これまでの直接的な要因への対策に加え、その背後にある社会経済状況 (間接要因) を根本的に変化させる

¹³ 環境省生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021 政策決定者向け要約報告書」(パンフレット) (2021年) <https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/generaloutline/files/JBO3_pamph_jp.pdf>

¹⁴ 生物多様性及び生態系サービスの総合評価は、これまで2010 (平成22) 年及び2016 (平成28) 年に実施されており、今回が3回目となる。

¹⁵ JBO3のキーメッセージにおいて、生物多様性については、(1)農地、森林、干潟等の減少や環境の変化など、生態系の規模や質の低下と、生息・生育する生物の種類や個体数の減少、(2)農地、水路・ため池等の利用縮小による里地里山を構成する自然環境の減少など、また、生態系サービスについては、食料や木材等の供給サービスの低下などが指摘されている (脚注13 5～6頁)。

¹⁶ 累次の「生物多様性国家戦略」において、我が国の生物多様性が直面している危機は、(1)開発や乱獲など人間活動による危機、(2)人手によって維持されてきた里地里山の管理不足など自然に対する働きかけの縮小による危機、(3)外来種や化学物質など人間により持ち込まれたものによる危機及び(4)地球温暖化を始めとする地球環境の変化による危機の4つに分類整理されている。

社会変革が不可欠であると指摘している¹⁷。

エ 我が国の「生物多様性国家戦略2012-2020」の実施状況の評価（2021年）

政府の生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議は2021（令和3）年に、「生物多様性国家戦略2012-2020」に基づく施策の実施状況の点検結果を取りまとめた¹⁸。この中では、全体評価として、愛知目標を踏まえた国別目標達成に向けて様々な行動が実施されたが、13の国別目標のうち明確に達成したものは5目標にとどまっており更なる努力が必要であること、また、生物多様性の損失に間接的に影響する社会・経済的な要因やその根底にある価値観と行動に変化を引き起こすため、新たな取組や、評価手法を含む国家戦略の構造等の改善が望まれることが示されている。

3. 新たな世界目標－昆明・モンテリオール生物多様性枠組－

（1）COP15における新たな世界目標の採択

愛知目標の後継となる新たな世界目標の採択に向け、2020（令和2）年10月に中国（昆明）で第15回締約国会議（COP15）が開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった。2021（令和3）年10月にCOP15第一部が中国（昆明）でオンラインを併用して開催された後、2022（令和4）年12月にCOP15第二部がカナダ（モンテリオール）で開催され¹⁹、2030（令和12）年までの新たな世界目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」（以下「新枠組」という。）が採択された。

なお、COP15第二部ではこのほかに、途上国における新枠組の実施を支援するため、2023（令和5）年に地球環境ファシリティ（GEF）²⁰に「グローバル生物多様性枠組基金」を設置することが合意されるとともに、遺伝資源に係るデジタル配列情報（DSI）²¹について、その利用に係る利益配分に関する多数国間メカニズムを設置すること、また、その詳細については他のオプションを含め公開作業部会において2024（令和6）年開催予定の次回締約国会議（COP16）に向けて検討することが決定された。

（2）新枠組の概要

新枠組は、目指すべき2050年のビジョン、2030年までのミッション及び2030年までに緊急に行うべき23のグローバルターゲットにより構成されている（図表4）。

¹⁷ JBO3のキーメッセージでは、間接要因について、「産業構造の変化」や「生産と消費」等への対策は幅広く効果が見込める一方で、「物のグローバルな移動」や「エネルギー利用」等への対策は特定の直接要因の改善に大きな効果をもたらす可能性があるとして指摘されている（脚注13 8頁）。

¹⁸ 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」（令和3年1月27日）〈<https://www.env.go.jp/content/900517328.pdf>〉

¹⁹ 議長国は中国が務めた。

²⁰ GEF（Global Environment Facility）は、生物多様性条約を含む5つの環境関連条約の資金メカニズムとして世界銀行に設置されている信託基金であり、開発途上国及び市場経済移行国が地球規模の環境問題に対応した形でプロジェクトを実施する際、追加的に負担する費用について原則として無償資金を提供している（外務省HP「地球環境ファシリティ」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyokikan/gbl_env.html〉）。

²¹ 生物多様性条約の目的の一つである「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」に関連して、遺伝資源の定義にデジタル配列情報（DSI：Digital Sequence Information）が含まれるか否かにつき、途上国・提供国側と先進国・利用国側で見解が分かれている。

ア 2050年ビジョン

2050年ビジョンとして、愛知目標と共通する「自然と共生する世界」を引き続き掲げるとともに、2050年ビジョンに関係する状態目標として、2050年に向けた4つ((A)保全、(B)持続可能な利用、(C)遺伝資源へのアクセスと利益配分、(D)実施手段の確保)のグローバルゴール(2050年ゴール)を定めている。

イ 2030年ミッション

2030年ミッションは、「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」を掲げており、いわゆるネイチャーポジティブの考え方が盛り込まれている。

ウ 2030年グローバルターゲット

2030年までに求められる緊急行動の目標として、後述5で触れる30by30目標やビジネスにおける生物多様性の主流化を始めとする23のグローバルターゲットが設定されている。

図表4 新枠組の概要

2050年ビジョン 自然と共生する世界	2030年ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる	
<p style="text-align: center;">2050年ゴール</p> <p>A 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加 人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加 遺伝的多様性の維持、適応能力の保護</p> <p>B 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与(NCP)が評価・維持・強化</p> <p>C 遺伝資源、デジタル配列情報(DSI)、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献</p> <p>D 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保</p>	<p style="text-align: center;">2030年ターゲット</p> <p>(1) 生物多様性への脅威を減らす</p> <ol style="list-style-type: none"> すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全(30 by 30目標) 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化 <p>(2) 人々のニーズを満たす</p> <ol style="list-style-type: none"> 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進 	<p>(3) ツールと解決策</p> <ol style="list-style-type: none"> 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民動員に統合することを確保 事業者(ビジネス)が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄物の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生物の大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減 バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立 生物多様性に有害なインセンティブ(補助金等)の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大 あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする 先住民及び地域社会、女性及び女兒、子ども及び若者、障害者の生物多様性に関する意思決定への参画を確保 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保
<p>実施支援メカニズム及び実現条件/責任と透明性(レビューメカニズム)/広報・教育・啓発・取り込み</p>		

(出所) 環境省資料

(3) レビューメカニズムの強化

愛知目標については、各締約国の国別目標の設定に柔軟性が認められていたため、国別

目標の内容やレベルの問題に加え、国別目標の積み上げや比較が十分にできなかったことが目標未達の要因として指摘されている。

これを踏まえ、新枠組では、2030年グローバルターゲットにおいて数値目標を設定した項目を増やす²²とともに、2050年ゴールと2030年グローバルターゲットの進捗を測るヘッドライン指標²³を設定し、各締約国が作成する国家戦略や国別報告書において共通の指標として使用することを求めている。

また、新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みであるレビューメカニズムが強化され、新枠組を踏まえて各締約国がCOP16（2024（令和6）年）までに改定する生物多様性国家戦略や国別目標を基に、各国の貢献を世界全体で積み上げる分析をCOP開催ごとに実施するとともに、COP17（2026（令和8）年）及びCOP19（2030（令和12）年）において、国別報告書を基に新枠組の目標達成に向けた進捗状況を点検・評価する「グローバルレビュー」を実施することとされている。

4. 我が国の新たな国家戦略の策定－生物多様性国家戦略2023-2030－

我が国は新枠組の採択を見据え、2020（令和2）年度から新たな生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を進め、2023（令和5）年3月31日に第六次戦略となる「生物多様性国家戦略2023-2030」（以下「新国家戦略」という。）を閣議決定した²⁴。

世界に先駆けて改定された新国家戦略は、新枠組に対応するものであり、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指したロードマップと位置付けられている。第1部で、5つの基本戦略と基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）及び行動目標（なすべき行動）を設定するとともに、第2部において、各行動目標に対応した関係府省庁の具体的施策（367施策）を整理している（図表5）。

また、新枠組のレビューメカニズムを踏まえ、2年に1度を基本として点検・評価を行うこととしている。

²² 1（空間計画の設定）、2（自然再生）、3（30by30）、6（外来種対策）、7（汚染防止・削減）、16（持続可能な消費）、18（有害補助金の特定・見直し）、19（資金の動員）。なお、愛知目標で明確な数値を盛り込んだ項目は目標11（保護地域）及び目標15（劣化した生態系の回復）にとどまる。

²³ ヘッドライン指標の詳細については次回締約国会議（COP16）までに決定することとされている。

²⁴ 「生物多様性国家戦略2023-2030」（令和5年3月31日閣議決定）

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives6/files/1_2023-2030text.pdf>

図表5 新国家戦略の骨格



(出所) 環境省資料

5. ネイチャーポジティブ実現に向けた我が国等の主な取組

(1) 30by30目標の達成に向けた取組

ア 30by30目標

30by30目標とは、2030年までに陸域と海域のそれぞれ30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとするものであり、新枠組では2030年グローバルターゲット3に盛り込まれている。

30by30目標については、新枠組の採択以前より様々な国際的な決意やイニシアティブが表明されており、2021（令和3）年6月に英国で開催されたG7コーンウォール・サミットでは、首脳コミュニケの附属文書として採択された「G7 2030年自然協約」²⁵において、ネイチャーポジティブの達成に言及するとともに、G7各国が30by30目標に向けた取組を進めることを約束している。我が国はこれを受け、30by30目標達成までの行程と具体策を示す「30by30ロードマップ」を2022（令和4）年4月に公表した²⁶。

イ 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定

我が国では2021（令和3）年時点で陸域の約20.5%、海域の約13.3%が国立公園等の保護地域に指定されているが、30by30目標の達成には、(1)保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、(2)企業が管理する水源の森や里地里山など、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM²⁷）の設定・管理が重要となる。

環境省は2023（令和5）年度から、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られ

²⁵ 外務省HP「2021G7コーンウォール・サミット」附属文書「G7 2030年自然協約」（和訳）
 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200085.pdf>>

²⁶ 「30by30ロードマップ」は新国家戦略の附属書として掲載されている。

²⁷ Other Effective area-based Conservation Measuresの略称。

ている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを運用している^{28、29}。2023（令和5）年中に100か所以上認定することを目指しており、このうち、保護地域との重複を除外した区域をOECMとして国際データベースに登録することとしている。なお、「自然共生サイト」については、認定推進に向けた経済的インセンティブの在り方³⁰のほか、認定制度の法制化が検討されている³¹。

また、海域については、多面的な利用と生物多様性保全の両立が図られる海域をOECMとすべく、該当箇所の整理を進めることとされている。

ウ 国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（BBNJ協定）の採択

国連は2023（令和5）年6月、海洋の3分の2以上を占める国家管轄権を超えた海域（公海）における海洋生物多様性の保全と持続可能な利用の確保を目指す協定（BBNJ³²協定）を採択した³³。本協定は、国連海洋法条約にのっとりたものであり、締約国の提案に基づき公海等における海洋保護区域の設定を可能とすること等を定めており、新枠組の30by30目標達成に寄与することが期待されている³⁴。

（2）ビジネスにおける生物多様性の主流化

ア 生物多様性のビジネスへの影響

民間企業等の事業活動（ビジネス）は、森林、土壌、水、大気、生物資源など自然によって形成される資本（自然資本）に支えられている一方で、その活動が生物多様性に悪影響を及ぼす側面もある。

世界経済フォーラムは2020（令和2）年に公表した報告書において、自然の損失が世界の国内総生産（GDP）の半分以上に当たる約44兆ドルの経済的損失につながると指摘する一方で、ネイチャーポジティブ経済への移行によって2030年までに年間最大10兆ドルのビジネス機会と3億9,500万人の雇用創出が見込まれるとの試算を示している³⁵。

また、2021（令和3）年に英国財務省が公表した生物多様性の経済学に関する最終報

²⁸ 生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、（本来の目的にかかわらず）生物多様性の保全が図られている区域が「自然共生サイト」の対象となる。環境省は、ビオトープ、企業敷地内や都市内の緑地のほか、ゴルフ場、スキー場など多様な場所が該当し得るとしている。

²⁹ 令和4年度に56サイトで認定プロセスの試行を実施している。

³⁰ 自然共生サイトを支援した主体に対する「支援証明書」の発行を中心に検討が進められている。

³¹ 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）に、「2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる目標に向け、本年度中の国会提出を視野に入れた自主的取組を認定する法制度の検討」を推進することが盛り込まれている。

³² Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdictionの略称。

³³ 国際連合広報センター「海洋の3分の2以上における生物多様性の保全と持続可能な利用を目指す、歴史的な協定採択」（2023年6月19日付プレスリリース・日本語訳）（2023年7月19日）
<https://www.unic.or.jp/news_press/info/48395/>

³⁴ このほか、公海における海洋生物の遺伝資源及びそのデジタル配列情報（DSI）の公正かつ衡平な共有の枠組みの構築や、環境への影響を評価する法的枠組みの提供などが定められている。なお、我が国は、本協定の締結について、協定上の義務内容を精査した上で判断するとしている（令和5年6月27日西村環境大臣閣議後記者会見録）。

³⁵ 世界経済フォーラム「The Future Of Nature And Business」（2020）8頁
<https://www3.weforum.org/docs/WEF_The_Future_Of_Nature_And_Business_2020.pdf>

告（ダスグプタ・レビュー）において、人類の需要は自然の供給能力を大幅に超えており、両者のバランスを見直し持続的な関係を築くために、自然資本の保全・回復に加え、全世界、国・地方など様々なレベルにおける制度とシステム（特に金融と教育）を変革する必要性が指摘される³⁶など、ビジネスにおける生物多様性保全・回復への対応に関心が寄せられている。

新枠組の2030年グローバルターゲット15には、事業者に対し、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価し、透明性をもって開示すること、特に大企業や多国籍企業、金融機関については確実に行わせるために、法律上、行政上又は政策上の措置を講じることが盛り込まれている。

イ 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の取組

2021（令和3）年6月に、事業活動（ビジネス）における自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価・開示するための枠組みを構築する「自然関連財務情報開示タスクフォース」（Task force on Nature-related Financial Disclosures。以下「TNFD」という。）が、G7環境大臣会合や国連などの取組を経て発足した。

TNFDは、既に取り組が進んでいる気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD³⁷）と整合した形で、民間の資金の流れをネイチャーポジティブに移行させることを目指しており、開示を推奨する項目や、事業者が自然関連リスクと機会を評価するための手順（LEAPアプローチ³⁸）等の提示が見込まれている。情報開示枠組みの最終版は2023（令和5）年9月に発出される予定である。

ウ ネイチャーポジティブ経済への移行への取組

環境省は、ネイチャーポジティブに資する経済への移行を実現するため、移行により生じる経済効果や移行に向けた道筋等を示す「ネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）」を2023（令和5）年度内に策定する予定である。

また、2023（令和5）年4月に我が国で開催されたG7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合において、ネイチャーポジティブ経済に関する知識の共有や情報ネットワークの構築の場として「G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス」³⁹が設立されている。

6. おわりに

以上見てきたように、目標期限である2030（令和12）年までに取り組むべき課題は、気候変動対策と同様に多岐にわたるが、社会変革までもが求められる状況は、気候変動対策と比べて生物多様性に係る取組が遅れていることの現れとも言える。

内閣府が2022（令和4）年7～8月に実施した「生物多様性に関する世論調査」による

³⁶ 英国政府「生物多様性の経済学：ダスグプタ・レビュー 概要メッセージ」（2021年2月）
<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/980140/Dasgupta_Review_FINAL_translation_Headline_Messages.pdf>

³⁷ Task force on Climate-related Financial Disclosuresの略称。

³⁸ Locate（自然との接点の発見）、Evaluate（依存度と影響の診断）、Assess（重要なリスクと機会の評価）、Prepare（対応し報告するための準備）の4段階で構成されている。

³⁹ 環境省HP「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」附属文書「G7ネイチャーポジティブ経済アライアンスの付託事項」<<https://www.env.go.jp/content/000129585.pdf>>

と、生物多様性の「言葉の意味を知っていた」と答えた者の割合は29.4%にとどまり、生物多様性保全活動を制限する要因として「何をしたらよいのか、よくわからないこと」を挙げた者の割合が50.7%と高くなっている⁴⁰。また、前述のとおり、ビジネスにおける生物多様性への対応が進む一方で、生物多様性の問題は気候変動などに比べて分かりにくいことから、一般の生活者や消費者の行動変容につなげることが大きな課題との指摘がなされている⁴¹。

生物多様性の損失を止め反転させるネイチャーポジティブという新たなキーワードについて分かりやすく発信するとともに、国や地方公共団体⁴²、事業者の取組はもとより、一人一人が日々の生活においていかに貢献できるかを具体的に示すことが、2030年のネイチャーポジティブ実現への一つの鍵となるのではないか。

(てらにし かすみ)

⁴⁰ 内閣府HP「生物多様性に関する世論調査」(令和4年7月調査)調査結果の概要

<<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-seibutsutayousei/2.html>>

⁴¹ 中静透「生物多様性国家戦略2023-2030の策定の背景と目指すべき未来」『国立公園』No. 814 (2023.6) 9頁

⁴² 生物多様性基本法第13条に、地方公共団体における「生物多様性地域戦略」策定の努力義務が定められており、2023(令和5)年4月現在で47都道府県、20政令指定都市、145市区町村(政令指定都市を除いた市区町村全体の約8%)が策定済みである。環境省は同年5月に、新枠組及び新国家戦略を踏まえた「生物多様性地域戦略策定の手引き(令和5年度改定版)」を公表している。